

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設を除く。)

様
岐阜県健康福祉部障害福祉課長

連休中において社会福祉施設等において事故・事件等が発生した場合の
対応について(依頼)

平素より、県の障がい福祉の推進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、当該施設等を所管する岐阜地域福祉事務所及び各県事務所福祉課(以下「県事務所等」という。)への報告をお願いしておりますが、5月の連休中においては、下記のとおりご対応をお願いします。

また、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただいておりますが、当感染症関連については、以下のとおりご対応をお願いします。

記

1 事故・事件等の発生について

令和2年5月2日(土)から5月6日(水)までの連休中においては、県庁及び県事務所等の業務は休日となりますが、該当事案が発生した際は、お手数ですが電話により各庁舎の守衛室等(県事務所によっては公用携帯電話)へ連絡をいただき、ファックスにより報告書を送付いただきますようお願いいたします。

※連絡先及び報告様式は、下記のホームページから確認してください。

○指定障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogai/sha/horei/11226/jiko-jiken.html>

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年5月2日(土)から5月6日(水)までの連休中においては、県庁及び県事務所等の業務は休日となりますが、施設において感染者(感染が疑われる者(PCR検査を受けた職員及び利用者)を含む。)が発生した際は、お手数ですが電話により各庁舎の守衛室等(県事務所によっては公用携帯電話)へ連絡をいただき、ファックスにより報告書等を送付(感染者発生時のみ)いただきますようお願いいたします。

※なお、下記事項につきましては、5月の連休中のみでなく、通常時においてもご対応いただきますようお願いいたします。

<県等への報告事項について>

○事業所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル（平成31年4月1日制定）」（以下「マニュアル」という。）に基づき、「食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書（様式1）」により、県等（保健所、県事務所福祉課等、市町村）（以下「県等」という。）へ速やかに報告願います。

○なお、施設職員及び利用者新型コロナウイルスへの感染が疑わしい事例（※）が発生した場合においては、岐阜地域福祉事務所及び県事務所福祉課へも、口頭にて速やかに報告をお願いします。

※報告対象は「PCR検査を受けた職員及び利用者」といたします。

○マニュアルにおいては、報告事項として「同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合」等に県等への報告をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者が1名発生した場合でも報告してください。

○「様式1」による県等への第一報の報告以降は、事業所等は最新事項（様式1及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表（様式3）」等による。）を県等へ毎日状況報告願います。

<その他の事項について>

○事業所等においては、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」（別添）へ電話連絡し、指示を受けるよう重ねてお願いします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	森・岩垣
電 話	058-272-1111 内2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		